○外務省告示第三百五十四号

平成二十二年六月十六日にトビリシで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がグルジア政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年七月十三日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　蒲原正義在グルジア大使

グルジア側　グリゴル・ヴァシャッゼ外務大臣

平成二十二年七月二十八日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百五十五号

平成二十二年七月十五日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億三千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　平岡邁在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　アブドゥラ・アリポフ副首相

平成二十二年七月二十八日

外務大臣　岡田　克也

○文部科学省告示第百十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成十九年八月一日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月二十八日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
晩松園（旧川上貞奴別荘）玄関・広間棟	木造平屋建、鉄瓦葺、建築面積一六三平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町三―八二―二
晩松園（旧川上貞奴別荘）仏間・客間棟	木造平屋建、瓦葺、建築面積八七平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町三―八二―二
晩松園（旧川上貞奴別荘）茶室棟	木造平屋建、瓦葺、建築面積三〇平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町三―八二―二
晩松園（旧川上貞奴別荘）浴室棟	木造平屋建、瓦葺、建築面積四七平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町三―八二―二
晩松園（旧川上貞奴別荘）田舎家棟	木造平屋建、茅葺、建築面積二四平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町三―八二―二
晩松園（旧川上貞奴別荘）台所棟	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一三七平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町三―八二―二
晩松園（旧川上貞奴別荘）茶室	木造平屋建、瓦葺、建築面積一六平方メートル	平成十八年文部科学省告示第五十六号	岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町三―八二―二
晩松園（旧川上貞奴別荘）表門	木造、鉄板葺、間口四・六メートル、袖壁付	平成十八年文部科学省告示第五十六号	岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町三―八二―二

○文部科学省告示第百十九号

平成十七年文部科学省告示第百七十五号で指定した外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設について、廃止した旨の届出があったので、次のように告示する。

平成二十二年七月二十八日

文部科学大臣　川端　達夫

一　廃止された外国の大学院の課程を有する教育施設　カーネギーメロン大学日本校

二　廃止の日　平成二十二年三月三十一日

○農林水産省告示第千百五十八号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第二項の規定に基づき、遠洋かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を次のように定め、平成二十二年八月一日から施行する。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

遠洋かつお・まぐろ漁業について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の許可を受けた船舶の船長（浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、次の表の上欄に掲げる事項を、同表の相当下欄に掲げる期限までに、農林水産大臣に報告しなければならない。

報告すべき事項	期限
1　オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、東経百五十度の点から南緯六十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯四十度西経百三十度の点から南緯四十度西経百五十度の点に至る直線、及び南緯四十度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋（以下「中西部太平洋」という。）の海域（中西部太平洋に入域したの入域年月日及び入域した日の前日までの漁獲数量並びにめばち、きはだ又はめかじきとその他の魚種に区分した漁獲数量とする。）	入域した日から三日以内
2　中西部太平洋の海域から出域した日の属する旬の3から5までに規定する海域の区分による漁獲数量	出域した日から三日以内
3　中西部太平洋の海域におけるめばちの旬別の漁獲数量（2により報告すべきものを除く。以下4及び5において同じ。）	当該旬の末日から三日以内
4　中西部太平洋の海域におけるきはだの旬別の漁獲数量	
5　南緯二十度の線以南の中西部太平洋の海域におけるめかじきの旬別の漁獲数量	
6　3から5までに規定する該当旬末日の正午位置	